

## スポーツ振興くじ（第1150回）の試合の指定の追加の公示

独立行政法人日本スポーツ振興センター公示 投第327号

2020年1月9日付け独立行政法人日本スポーツ振興センター公示投第326号の別紙について、スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（平成10年文部省令第39号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり追加で試合を指定しましたので、同条第3項の規定に基づき、公示します。

2020年1月16日

独立行政法人日本スポーツ振興センター  
理事長 大東 和美

### 1 スポーツ振興投票の名称

別紙のとおり

### 2 スポーツ振興投票券の発売期間

別紙のとおり

### 3 業務を委託する金融機関の名称及び所在地

#### (1) 楽天銀行株式会社

東京都世田谷区玉川1丁目14番1号  
(ただし、インターネット販売に限る。)

#### (2) 株式会社ジャパンネット銀行

東京都新宿区西新宿2丁目1番1号  
(ただし、インターネット販売に限る。)

#### (3) 株式会社三井住友銀行

東京都千代田区丸の内1丁目1番2号  
(ただし、インターネット販売に限る。)

#### (4) 住信SBIネット銀行株式会社

東京都港区六本木1丁目6番1号  
(ただし、インターネット販売に限る。)

#### (5) 株式会社じぶん銀行

東京都中央区日本橋1丁目19番1号  
(ただし、インターネット販売に限る。)

### 4 合致の割合の種類

別紙のとおり

### 5 特定指定試合を実施する期日又は期間

別紙のとおり

### 6 試合当たり投票種類数

別紙のとおり

### 7 特定指定試合で対戦するサッカーチーム名

別紙のとおり

### 8 合致の割合の算式において本センターが定める率

別紙のとおり

### 9 1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額

別紙のとおり

### 10 その他

発売及び払戻しは全国

・ **スポーツ振興投票の名称**

第1150回スポーツ振興くじ

・ **スポーツ振興投票券の発売期間**

2020年1月18日(土)～同年1月25日(土)

・ **合致の割合の種類**

開催された特定指定試合に対するそれぞれの投票とその特定指定試合の結果が合致した数を開催試合結果数で除した割合のうち次のものを合致の割合とする。

(1) B I G (ビッグ)

1等 10割

2等 開催試合結果数(14)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

3等 開催試合結果数(14)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

4等 開催試合結果数(14)から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合

5等 開催試合結果数(14)から4を減じた数を開催試合結果数で除した割合

6等 開催試合結果数(14)から5を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(2) 100円B I G (ヒャクエンビッグ)

1等 10割

2等 開催試合結果数(14)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

3等 開催試合結果数(14)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

4等 開催試合結果数(14)から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合

5等 開催試合結果数(14)から4を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(3) B I G 1 0 0 0 (ビッグセン)

1等 10割

2等 開催試合結果数(11)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

3等 開催試合結果数(11)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

4等 開催試合結果数(11)から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(4) m i n i B I G (ミニビッグ)

1等 10割

2等 開催試合結果数(9)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

3等 開催試合結果数(9)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

・ **特定指定試合を実施する期日又は期間**

2020年1月25日(土)及び同年1月26日(日)

・ **試合当たり投票種類数**

(1) B I G (ビッグ)

1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(2) 100円B I G (ヒャクエンビッグ)

1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(3) B I G 1 0 0 0 (ビッグセン)

1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(4) m i n i B I G (ミニビッグ)

1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

## ・ 特定指定試合で対戦するサッカーチーム名

## (1) B I G (ビッグ)

以下の対象試合のうち、試合No.1からNo.14のサッカーチーム

## (2) 100円B I G (ヒャクエンビッグ)

以下の対象試合のうち、試合No.1からNo.14のサッカーチーム

## (3) B I G 1000 (ビッグセン)

以下の対象試合のうち、試合No.1からNo.11のサッカーチーム

## (4) m i n i B I G (ミニビッグ)

以下の対象試合のうち、試合No.1からNo.9のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	〔ホームチーム〕	〔アウェイチーム〕
1月25日	No.1	アイントラハト・フランクフルト (フランクフル)	R B ライプツィヒ (ライプツィヒ)
1月25日	No.2	ユニオン・ベルリン (ユニオン)	F C アウグスブルク (アウグス)
1月25日	No.3	ボルシア・メンヘングラードバッハ (メンヘン)	F S V マインツ 0 5 (マインツ)
1月25日	No.4	V f L ヴォルフスブルク (ヴォルフス)	ヘルタ B S C (ヘルタ)
1月26日	No.5	バイエルン・ミュンヘン (バイエルン)	シャルケ 0 4 (シャルケ)
1月25日	No.6	S C フライブルク (フライブル)	S C パーダーボルン (パーダー)
1月25日	No.7	ブレントフォード (ブレント)	レスター・シティ (レスター)
1月26日	No.8	サウザンプトン (サウザン)	トテナム・ホットスパー (トテナム)
1月26日	No.9	バーンリー F C (バーンリー)	ノーウィッチ・シティ (ノーウィッチ)
1月26日	No.10	ミルウォール (ミルウォール)	シェフィールド・ユナイテッド (シェフィールド)
1月26日	No.11	ハル・シティ (ハルシティ)	チェルシー (チェルシー)
1月26日	No.12	レディング (レディング)	カーディフ・シティ (カーディフ)
1月26日	No.13	ウェストハム・ユナイテッド (ウェストハム)	ウェストブロムウィッチアルビオン (ウェストブ)
1月26日	No.14	ストーク・シティ (ストーク)	スウォンジー・シティ (スウォンジー)

・合致の割合の算式において本センターが定める率

(1) B I G (ビッグ)

1等	5分の4
2等	100分の7
3等	50分の1
4等	100分の3
5等	100分の3
6等	20分の1

(2) 100円B I G (ヒャクエンビッグ)

1等	25分の19
2等	10分の1
3等	25分の1
4等	25分の1
5等	50分の3

(3) B I G 1000 (ビッグセン)

1等	5分の3
2等	20分の3
3等	20分の3
4等	10分の1

(4) m i n i B I G (ミニビッグ)

1等	2分の1
2等	5分の1
3等	10分の3

・1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額

(1) B I G (ビッグ)

一口300円に対し、3億円(加算金のあるときにあつては、6億円)

(2) 100円B I G (ヒャクエンビッグ)

一口100円に対し、1億円(加算金のあるときにあつては、2億円)

(3) B I G 1000 (ビッグセン)

一口200円に対し、2億円(加算金のあるときにあつては、4億円)

(4) m i n i B I G (ミニビッグ)

一口200円に対し、2億円(加算金のあるときにあつては、4億円)